

安城市

循環型社会形成推進地域計画

安城市

平成 23 年 12 月

平成 24 年 12 月変更報告

平成 26 年 2 月変更報告

平成 26 年 12 月変更報告

平成 28 年 2 月変更報告

平成 28 年 12 月変更報告

目 次

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標	4
3. 施策の内容	9
4. 計画のフォローアップと事後評価	19

添付資料

様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1	20
様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2	22
様式3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧	23
参考資料様式2 施設概要（熱回収施設系）	24
参考資料様式4 施設概要（し尿処理施設系）	25
参考資料様式5 施設概要（浄化槽系）	26
参考資料様式6 計画支援概要	27
別添1＜トレンドグラフ＞	30
別添2＜地域内の現有施設の位置＞	33
別添3＜現有施設の概要＞	34
別添4＜分別ごみの詳細＞	37
別添5＜浄化槽設置整備対象事業対象地域＞	38

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町名	安城市
面 積	86.01 km ²
人 口	180,751 人 (平成 22 年 10 月 1 日現在)



図 1 対象地域図

(2) 計画期間

本計画は平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間を計画期間とする。
なお、目標の達成状況や社会経済情勢、廃棄物・リサイクルに関する法律・諸制度が大きく変化した場合などにおいては、必要に応じて計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

安城市（以下、本市）は、愛知県のほぼ中央部に位置し、中部経済圏の中心都市である名古屋市から30km圏内に位置している。本市は、碧海台地の中にあり北部には丘陵部がみられるが、標高差は約27mと全体的に平坦な地形を持つ、面積86.01km²の地域である。

本市では、循環型社会の構築のために、市民、事業者の1人ひとりが自らのライフスタイルを見直し、ごみを出さないようにすることが必要と考え、安城市一般廃棄物処理基本計画において「4R推進によるごみ減量で環境首都・安城の実現」を基本理念に掲げ、ごみ減量における優先順位が高い、リフューズ、リデュース、リユースに重きを置いた施策を展開し、ごみの発生抑制に努めている。

排出されたごみを資源ととらえ、可能なものをできる限りリサイクルする仕組みを構築し、限りある天然資源の消費を抑制するため、平成14年度から市内5か所にリサイクルステーションを設け、古紙・布類の拠点回収を開始し、加えてごみステーションにおいても平成20年度から古紙、平成21年度から古着の回収を行うなど、より多くの市民や事業者が利用しやすい仕組みを構築し、資源化率の向上に努めている。

さらに、ごみの収集運搬、中間処理、最終処分の各処理過程において、安全かつ適正に処理ができるよう、安全で安心できるごみ処理システムの構築に努めるとともに、ごみ処理コストの削減に努めている。

本市のごみ処理は、家庭系ごみを17分別し、ごみの種類に応じて焼却処理、破碎選別処理、圧縮梱包処理、堆肥化処理等の適切な処理を行う事により、ごみの減量化、資源化を図っている。また、試行的に焼却灰の一部を民間事業者へ委託して溶融処理を行うことで、資源化の推進と最終処分量の削減に努めてきた。

しかしながら、本市の人口は増加傾向にあり、ごみ量の増加が見込まれるうえに、近年の大規模な公共事業の減少によりスラグの利用先が減少している状況にあり、試行的に行っていた焼却灰の溶融処理を縮小し、埋立処分へ移行していくことから最終処分量の増加が見込まれる。

今後、最終処分量を抑制するために、より一層の発生抑制、資源化を推進し、可燃ごみの削減に取り組んでいくとともに、公共事業へのスラグの有効利用をPRしつつ、道路の舗装補修材、水路管渠の安定材、駐車場等の透水性舗装下層路盤材などに活用できるよう、毎年焼却灰の一定量を溶融再資源化処理として維持確保し、最終処分量の抑制により一層努めていく。

また、市民・事業者が排出時に資源として出しやすいように分別方法の周知を徹底し、更なる可燃ごみの減量に努めるとともに、平成9年3月から稼働している安城市環境ク

リーンセンターごみ焼却施設の長寿命化計画を策定し、施設の延命化を図るとともに二酸化炭素発生量の抑制に努め、低炭素社会構築への貢献とライフサイクルコストの低減や安全性及び信頼性の確保に努めていく。

生活排水処理については、河川等公共用水域の水質保全のため、公共下水道の整備を推進し、また農業集落排水施設の適正な運転管理を行う。公共下水道事業認可区域及び農業集落排水区域以外においては、合併処理浄化槽の普及を促進する。今後発生量が減少するし尿及び浄化槽汚泥については、し尿処理と下水道との一元的な処理体系により処理の合理化と効率化を図る。本市では、新たに下水道システムを活用した有機性廃棄物リサイクル推進施設（汚泥再生処理センター）を整備して、発生汚泥の資源化と再生利用を進める。

（４）広域化の検討

小規模な焼却施設等を個別に整備、運営するには多額の費用が必要となるため、可能な限り、ごみ処理施設を集約し、広域的に処理することでコストを縮減することが可能である。そこで、碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市で構成する衣浦東部ブロックによるごみ焼却処理等広域化ブロック会議では、今後も広域化の検討を進めていく。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 22 年度の一般廃棄物の排出処理状況は図 2 のとおりである。

総排出量は、集団資源回収量も含め、63,516 トンであり、再利用される「総資源化量」は 17,527 トン、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総処理量＋集団資源回収量））は 27.6%である。

中間処理による減量化量は 41,262 トンであり、集団回収量を除いた排出量のおおむね 7 割が減量化されており、集団回収量を除いた排出量の約 8%に当たる 4,727 トンを埋立処分している。

なお、中間処理のうち 46,745 トンが焼却量であり、焼却施設では焼却に伴い発生した熱を回収し、隣接の農村環境改善センターの給湯、場内の冷暖房やマーメイドパレス（余熱利用施設）の温水プールの加熱などに利用するとともに発電を行い、施設内電力として利用し、その余剰電力は売電している。

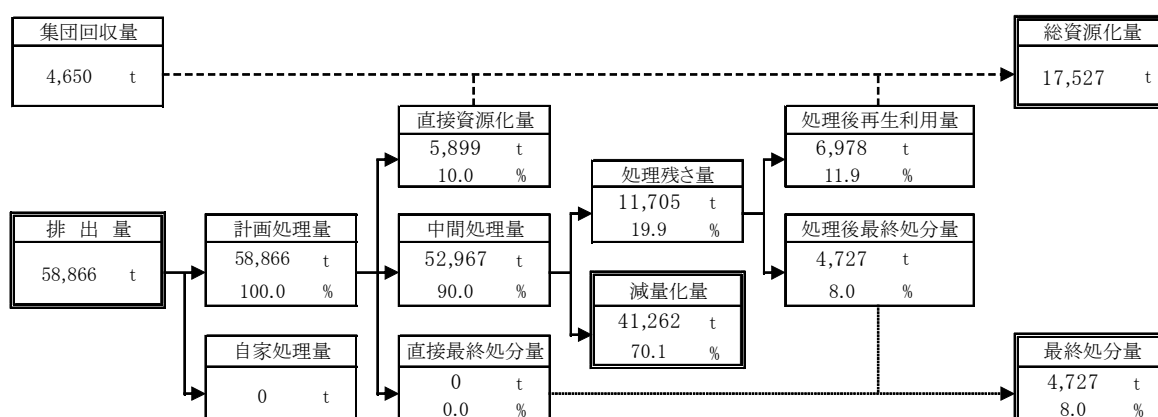


図 2 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 22 年度）

(2) 生活排水の処理の現状

平成 22 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥量の排出量は図 3 に示すとおりである。

生活排水処理対象人口は 180,751 人であり、汚水衛生処理人口は 124,953 人、汚水衛生処理率は 69.1%である。

し尿発生量は 2,498kL／年、浄化槽汚泥発生量は 35,478kL／年であり、処理・処分量は 37,976kL／年である。

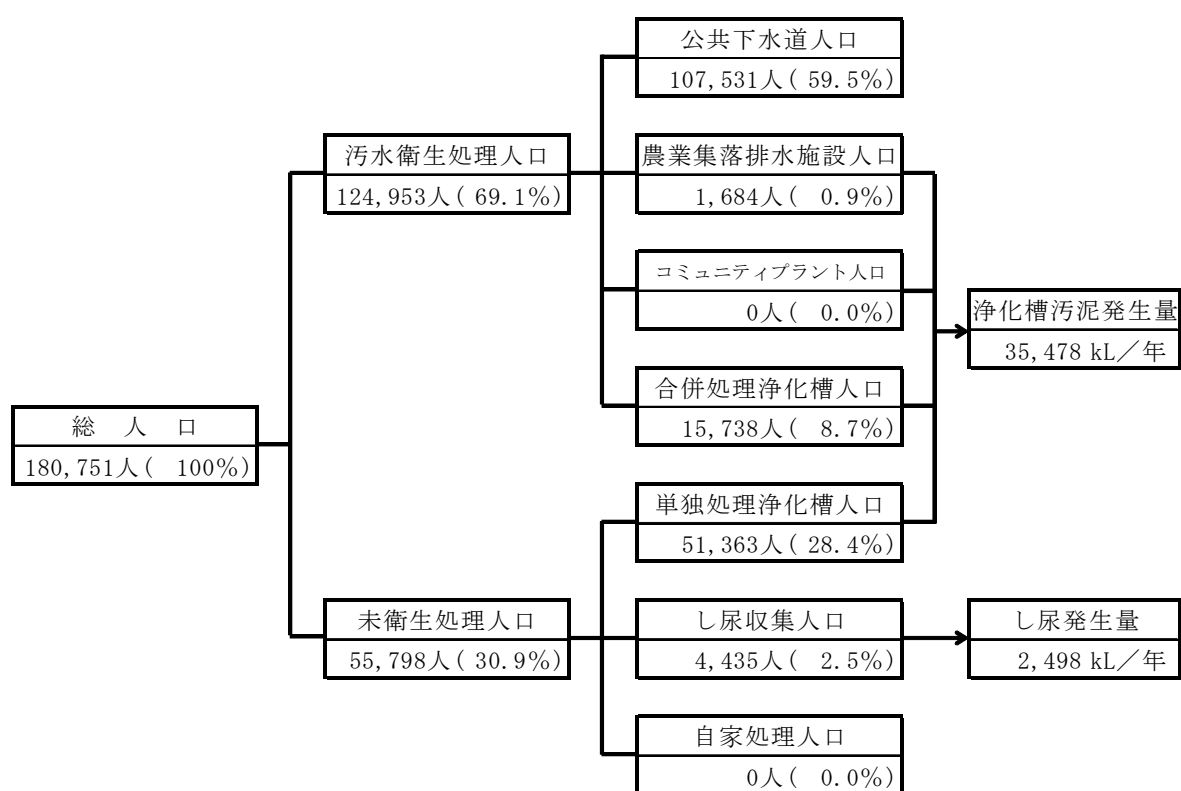


図 3 生活排水の処理状況フロー（平成 22 年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標値を定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。参考として、別添1に現状と目標のトレンドグラフを添付する。

表 1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標 ・ 単 位		参考（割合※1） （平成19年度）	参考（割合※1） （平成22年度）	参考（割合※1） （平成29年度）
排 出 量	事業系 総排出量	18,904 トン	16,719 トン	15,303 トン （-8.5%）
	1 事業所当たりの排出量※2	2.50 トン/事業所	2.20 トン/事業所	2.00 トン/事業所 （-9.1%）
	家庭系 総排出量	44,955 トン	42,147 トン	38,949 トン （-7.6%）
	1 人当たりの排出量※3	209.0 kg/人	179.0 kg/人	158.0 kg/人 （-11.7%）
	合 計 事業系家庭系排出量合計	63,859 トン	58,866 トン	54,252 トン （-7.8%）
再生利用量	直接資源化量	3,663 トン （5.7%）	5,899 トン （10.0%）	6,237 トン （11.5%）
	総資源化量	18,636 トン （26.9%）	17,527 トン （27.6%）	16,398 トン （27.9%）
熱回収量	熱回収量（年間の発電電力量）	12,308 MWh	11,104 MWh	12,547 MWh
減 量 化 量	中間処理による減量化量	45,866 トン （71.8%）	41,262 トン （70.1%）	37,259 トン （68.7%）
最終処分量	埋立最終処分量	4,660 トン （7.3%）	4,727 トン （8.0%）	5,053 トン （9.3%）

※1 排出量は現状に対する割合、総資源化量は排出量と集団回収量の和に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 $(1 \text{ 事業所当たりの排出量}) = \{(\text{事業系ごみの総排出量}) - (\text{事業系ごみの資源ごみ量})\} / (\text{事業所数})$

※3 $(1 \text{ 人当たりの排出量}) = \{(\text{家庭系ごみの総排出量}) - (\text{家庭系ごみの資源ごみ量})\} / (\text{人口})$

《 指標の定義 》

排 出 量：事業系ごみ、家庭系ごみを問わず出されたごみの量（集団回収は除く）〔単位：トン〕

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

熱 回 収 量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕

減 量 化 量：中間処理量と処理後の残さ量の差〔単位：トン〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕

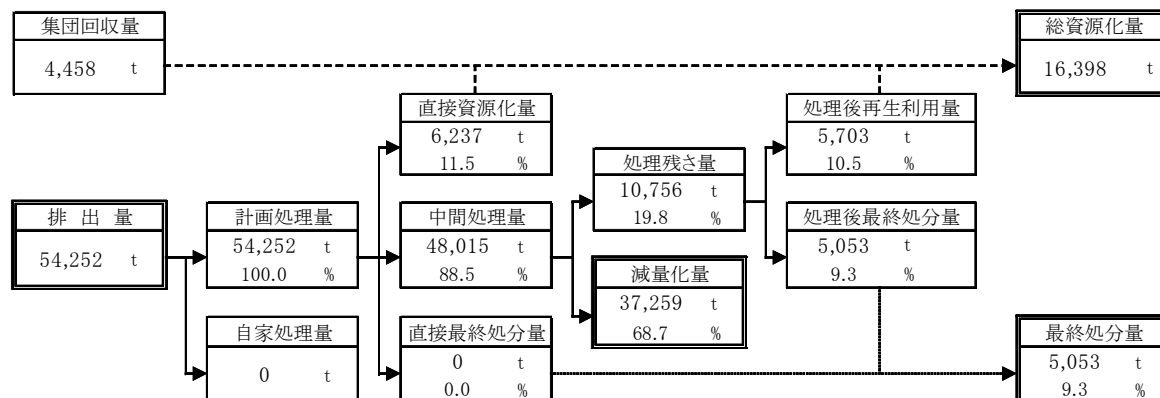


図 4 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（平成 29 年度）

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理の目標は、表 2 に掲げるとおり污水衛生処理率の向上を目指し、合併処理浄化槽の効率的な整備等を進めていくものとする。

表 2 生活排水に関する現状と目標

	平成22年度実績 (割合)	平成29年度目標 (割合)
処理形態別人口合計	180,751 人	184,064 人
1. 水洗化・生活雑排水処理人口	124,953 人 (69.1%)	145,503 人 (79.1%)
(1) コミュニティプラント人口	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)
(2) 合併処理浄化槽人口	15,738 人 (8.7%)	21,461 人 (11.7%)
(3) 下水道人口	107,531 人 (59.5%)	122,358 人 (66.5%)
(4) 農業集落排水施設人口	1,684 人 (0.9%)	1,684 人 (0.9%)
2. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	51,363 人 (28.4%)	34,621 人 (18.8%)
3. 非水洗化人口	4,435 人 (2.5%)	3,940 人 (2.1%)
(1) し尿収集人口	4,435 人 (2.5%)	3,940 人 (2.1%)
(2) 自家処理人口	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)
し尿・汚泥量の合計	37,976 kL／年	37,121 kL／年
し尿収集量	2,498 kL／年	2,190 kL／年
浄化槽汚泥収集量	35,478 kL／年	34,931 kL／年

※污水衛生処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口／処理形態別人口合計

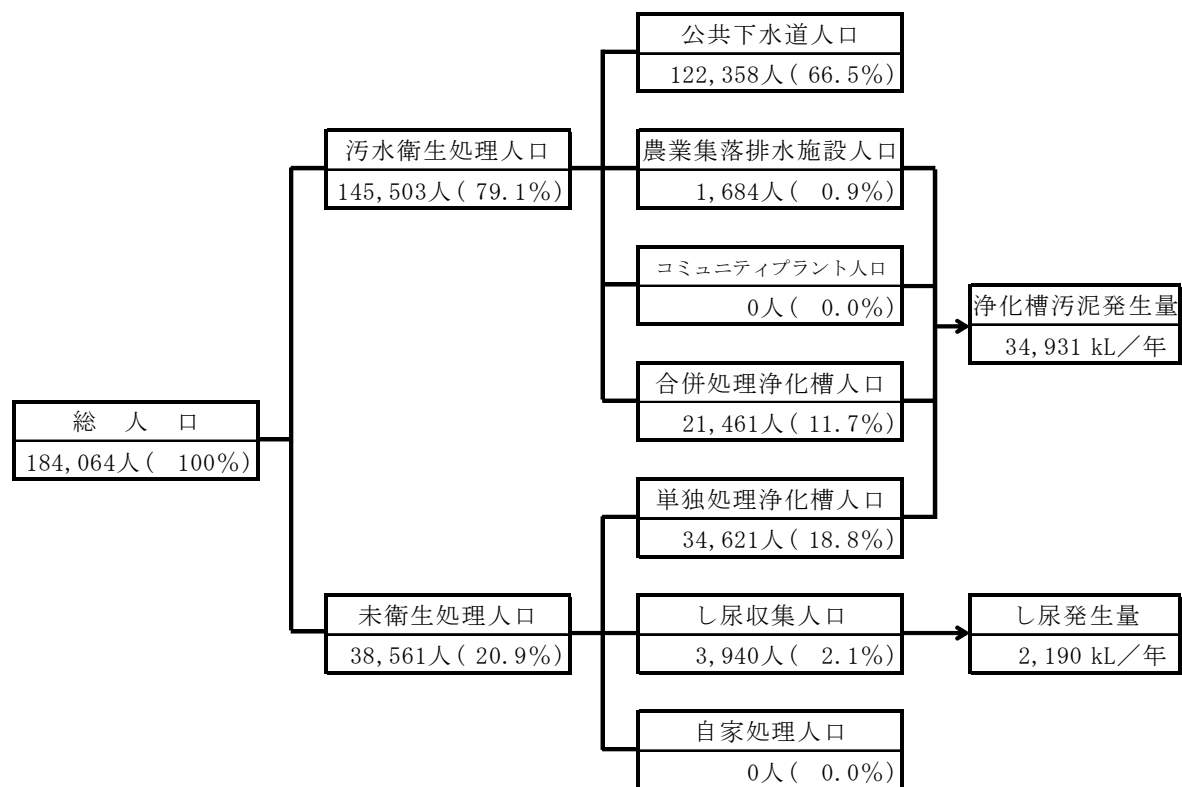


図 5 目標達成時の生活排水処理の処理状況フロー（平成 29 年度）

3. 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 有料化

現在、家庭系ごみについては指定袋・推奨袋制を導入しており、可燃ごみ、プラスチック製容器包装は指定袋、不燃ごみは推奨袋を用いることにより、住民の分別意識の向上と発生抑制を促している。

処理手数料については、戸別収集する粗大ごみは単純数量型（1個につき定額）、家庭系の直接搬入ごみ、及び事業所から排出される一般廃棄物については単純従量型により処理手数料を徴収している。

今後は、ごみの発生抑制、集団資源回収の促進、ごみ処理費用の応益負担等を目的として、収集ごみの有料化について市民の意見及び他都市の動向を見ながら検討していく。

イ 環境教育、普及啓発

現在、「ごみカレンダー」及び「保存版 安城市家庭ごみと資源の分け方出し方早わかりブック」を全戸配布し、適正なごみの分別と排出を周知している。

子供向けには啓発ビデオの上映、社会科副読本（「ごみとわたしたち」）の作成、ごみ処理施設等の見学の実施など成長過程に応じた学習機会を設けることで、ごみの減量化・資源化の意識の向上を図っており、今後も同様の活動を継続していく。

また、各町内会に地域クリーン推進委員を設置することで市民活動グループ、集合住宅など参集人員の多少に関わらず、きめ細かくごみ減量・分別の説明会を催すなど、ごみ減量に向けた啓発事業を積極的に推進する。

ウ 清掃活動の推進

安城530運動連絡会と連携してごみゼロ運動を推進する。町を美しくする運動を推進し標語・ポスターの募集及び、環境美化功労者の表彰事業、ごみ減量アイデアの普及事業などを実施することにより、住民の意識の向上を図る。

また、アダプトプログラムを行う団体及び個人を募集し、清掃ボランティアを育成する。

エ 生ごみの減量化

食べ物を残さない調理方法（エコクッキング）、生ごみ減量化の事例等を市民に情報提供をすることにより生ごみの減量化を図る。

また、野菜くずなどの生ごみを肥料に変えるEMぼかし（EM菌（有効微生物群）をもみ殻、米ぬか、糖蜜に混ぜ合わせて発酵乾燥させたもの）を無料で配布、生ごみ減量講習会の定期開催などを通じて、生ごみの処理機器設置補助金の活用による普及を図ることにより、家庭から厨芥ごみの発生抑制・資源化を図る。

オ マイバッグ運動、レジ袋対策

レジ袋の有料化（平成 20 年 6 月 25 日実施）により、市民・事業者・行政の協働によるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋辞退行動の定着化を図り、商品包装の簡易化、省略化に向けた取組みを推進する。

カ 環境にやさしい商品の購入推進

環境にやさしい商品として、リターナブル容器の商品や詰め替え商品を優先して購入するように定期的に啓発する。

キ 再使用の推進

排出された粗大ごみの中から再生可能な家具等を補修し、再生品を販売することで、ごみの減量と資源の再利用を図る。

ク せん定枝の再資源化の推進

せん定枝は、せん定枝リサイクルプラントにおいて堆肥化し、農家や市民に配布することで再利用を図る。

ケ 事業者への減量化指導

事業者と行政が定期的に協議する場を設けるとともに、事業系ごみのうち資源化できるものの搬入を規制して、最終的に処分が必要なものだけを処理施設に搬入するように指導する。

また、各種のリサイクル関係法令に対応した資源化を推進し、減量化が図れるように指導する。さらに、多量排出事業者には、排出量の把握や削減計画の作成等を求め、資源の有効活用を誘導する。

コ 生活排水対策

河川等公共用水域の浄化対策及び浄化槽の適正な維持管理等を推進するため、広報、啓発活動を積極的に行う。

（ア）家庭における浄化対策の推進

市民に対して、生活排水対策の必要性についての啓発を行っていくとともに、広報等により家庭で誰もができる「家庭での浄化対策」を推進していく。

（イ）浄化槽の適正な維持管理等に関する啓発

市民に対して、浄化槽に関する正しい知識や、適正な維持管理の必要性を広報等により啓発していく。また、浄化槽維持管理業者に対しては、適正な保守点検を行うよう啓発していく。

（ウ）合併処理浄化槽の普及促進

公共下水道事業認可区域及び農業集落排水処理区域以外の地域において、合併処理浄化槽の普及を促進するため、広報、啓発活動を行っていく。

(2) 処理体制

ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表 3 のとおりである。

家庭から排出されるごみは、可燃物（燃やせるごみ）、不燃物（燃やせないごみ）、資源ごみ（せん定枝、缶、ビン、ペットボトル、新聞、雑誌、雑がみ、ダンボール、牛乳パック、布類、プラスチック製容器包装、破碎困難物）、粗大ごみ、有害ごみ（乾電池、蛍光灯）に分別される。

可燃ごみについては、安城市環境クリーンセンターにおいて焼却処理する。焼却残さの一部は民間事業者で熔融処理を行いスラグ化し、残りは民間事業者で埋立処分している。

不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ（缶、ビン、破碎困難物）については安城市リサイクルプラザにおいて選別したのち、破碎・圧縮等の処理を行い、缶、ビン及び金属類を資源化として回収する。可燃残さは焼却処理、不燃残さは埋立処分している。

プラスチック製容器包装ごみは、民間事業者により選別・圧縮梱包し、日本容器包装リサイクル協会経由で資源化している。

その他の資源ごみ（新聞、雑誌、雑がみ、ダンボール、牛乳パック、布類）については、リサイクルステーションから委託業者が直接回収し資源化している。また、ペットボトル、蛍光灯、乾電池は安城市資源化センターで選別・圧縮・貯留等の資源化のために必要な処理をしている。せん定枝は、安城市せん定枝リサイクルプラントにおいて自然発酵による堆肥化を行っている。

今後もこの処理体制を継続しながら、より一層の分別区分の周知徹底を行うことで、ごみの減量・資源化を推進し、処理量の削減を図り現有施設の延命化に努める。

特に、稼働後 14 年を経過している安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設については、長寿命化計画を策定し、これに基づき適正な維持管理、基幹的設備改良により施設の延命化を図っていく。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系ごみは、可燃ごみ及びせん定枝を受け入れている。今後とも家庭系ごみと同様の処理・処分を行う。

事業者のごみ直接搬入時に分別排出の指導を行うとともに、資源回収業者と協力して資源化に努めるように指導していく。

ウ 生活排水処理の現状と今後

生活排水処理について、公共下水道の整備は市街化区域の住居系の整備が整い、今後は市街化調整区域の集落形成区域の計画的な整備を推進する。また、市街化区域の工場系については事業者との調整を図りながら整備を進める。現行の農業集落排水施設は適正な運転管理を行い良好な放流水質を保つように努める。公共下水道事業認可区域及び農業集落排水処理区域以外の地域では合併処理浄化槽を計画的に普及促進する。

し尿及び浄化槽汚泥（農業集落排水施設からの汚泥を含む）については、安城市環境クリーンセンターし尿処理施設で処理を行っている。今後は、有機性廃棄物リサイクル推進施設（汚泥再生処理センター）として整備し、衛生処理を継続するとともに、発生する汚泥を資源化（助燃剤化）して、有機性資源の有効利用を推進する。

エ 今後の処理体制の要点

- ◇ 今後の処理体制は、現在行っている処理体制を継続していく。
- ◇ 家庭系ごみは、人口増加が見込まれるため、より一層の分別区分の周知徹底を図ることで、ごみの減量・再資源化を推進していく。
- ◇ 安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設（1997 年竣工）について、長寿命化計画に基づく施設の基幹的設備の改良工事を実施し、さらに 15 年程度の施設の延命化を図る。
- ◇ 安城市せん定枝リサイクルプラントは、現状として搬入されるせん定枝の量が施設の処理能力を超えていることから、今後の処理方法や処理能力について検討を進める。
- ◇ 新たに整備する有機性廃棄物リサイクル推進施設（汚泥再生処理センター）において、し尿、浄化槽汚泥及び有機性廃棄物である農業集落排水施設汚泥を併せて処理するとともに、汚泥の助燃剤化により資源回収し、有効利用を図る。

表 3 家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状（H22年度）					今 後（H29年度）					
分 別 区 分	処理方法	処理施設等	処理実績 （トン）		分 別 区 分	処理方法		処理施設等		処理見込 （トン）
								一次処理	二次処理	
可燃物 （燃やせるごみ）	焼却 （熱回収）	安城市環境 クリーンセンター	29,273		可燃物 （燃やせるごみ）	焼却 （熱回 収）	発電	安城市環境 クリーンセンター	焼却灰→埋立・溶融委託	26,518
可燃物 （可燃系粗大）					可燃物 （可燃系粗大）					
不燃物 （燃やせないごみ）	リ サ イ ク ル	安城市 リサイクルプラザ	1,019		不燃物 （燃やせないごみ）	リ サ イ ク ル	破碎、選別	安城市 リサイクルプラザ	可燃物→クリーンセンター 破碎資源物（金属）→民間 委託 不燃物→榎前最終処分場 再生家具→入札販売	864
粗大ごみ			2,054		粗大ごみ				1,681	
空き缶			331		選別、圧縮				委託処理	211
空きびん			1,280							空きびん
ペットボトル		安城市 資源化センター	435		ペットボトル		圧縮梱包	安城市 資源化センター		443
新聞		委託処理	5,478	新聞	直接再生 業者引取 り		委託処理	5,801		
雑誌				雑誌						
雑がみ				雑がみ						
牛乳パック				牛乳パック						
ダンボール				ダンボール						
布類				372					布類	386
プラスチック製 容器包装				1,311					プラスチック製 容器包装	1,335
乾電池	安城市 資源化センター	49	乾電池	一時保管	安城市 資源化センター	委託処理	50			
蛍光管		24	蛍光管	選別			24			
せん定枝	安城市せん定枝 リサイクルプラント	521	せん定枝	破碎、 自然発酵	安城市せん定枝 リサイクルプラント	堆肥を農家、市民に配布	632			

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

前記(2)の分別区分及び処理体制で処理を継続し、施設の延命化と温室効果ガスの削減及び資源の有効利用を行うために必要な施設整備を表 4 のとおり行う。

表 4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	エネルギー回収推進施設 (熱回収施設)	環境クリーンセンターごみ焼却施設基幹的設備改良事業(交付率 1/3)	240t/日	安城市和泉町	H24～H26
2	有機性廃棄物リサイクル推進施設	環境クリーンセンター汚泥再生処理センター整備事業	102kL/日	安城市和泉町	H27～H28

※現有施設の概要を別添 3 に示す。

(整備理由)

- 事業番号 1 既存処理施設の延命化及びエネルギー利用の促進、温室効果ガスの削減
事業番号 2 し尿処理施設の老朽化、し尿処理汚泥の再生利用促進

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表 5 のとおり行う。

表 5 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事業名	直近の整備済 基数(基) (平成 22 年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間
3	浄化槽設置整備事業	2,362	725	4,680	H24～H28

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表 6 のとおり計画支援業務を行う。

表 6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
3 1	環境クリーンセンターごみ焼却施設延命化工事発注仕様書作成等事業	改造発注仕様書等の作成及び工事費妥当性検討	H24
3 2	環境クリーンセンター汚泥再生処理センター整備基本計画策定及び発注仕様書作成等事業	施設整備基本計画策定及び発注仕様書作成等	H25～H26
3 3	環境クリーンセンター汚泥再生処理センター整備事業に伴う生活環境影響調査事業	生活環境影響調査	H26

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、安城市は次の施策を実施していく。

ア 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して、普及啓発を行う。

また、資源有効利用促進法に基づき、製造等事業者による回収及び再資源化が行われているものについても、回収・再商品化が促進されるよう普及啓発を行う。

なお、小型家電品については以前よりリサイクルプラザで直接回収し、事業者により金属類等の資源回収を行っている。

イ 不法投棄対策

不法投棄の防止を図るため、パトロールの実施や監視カメラの設置を行なうとともに、各地区自治会・警察との協働による監視や指導を継続実施していく。

ウ 災害時の廃棄物処理に関する事項

大規模地震に伴ない発生する災害廃棄物は、平成 18 年 2 月策定の「安城市震災廃棄物処理計画」に基づき仮置場の配置と搬入ルート及び組織体制の整備を図ることによっ

て市民・事業者・行政による円滑な処理に努める。

※一時保管場所・・・表 7 震災廃棄物一時保管場所は中学校区ごとに都市公園及び子ども運動広場に設置する。

表 7 震災廃棄物一時保管場所 (1/2)

(㎡)						
中学校区	都市公園名	所在地	有効面積 全体面積	子ども 運動広場名	所在地	有効面積 全体面積
東山中学校	代官	今本町4丁目	1,000	柿碕	柿碕町宮ノ西	1,000
			2,700			1,010
	北大道寺	里町北大道寺	1,000	里	里町三郎	3,000
			2,000			3,050
	里町	里町五郎兵衛	1,000	浜屋	浜屋町宮東	4,200
			3,000			4,250
	重原田	里町重原田	1,000			
			2,000			
大道なかよし	里町北山畑	1,500				
3,100						
上倉	東栄町横根畑	1,000				
		2,500				
小計		6,500	小計		8,200	
		15,300			8,310	
安城北中学校	倉西	池浦町狐穴	10,000	三別	東別所町屋敷	2,700
			21,000			2,800
	大池	大東町	1,500	池浦	池浦町丸田	3,300
			29,000			3,310
	前ノ池	今池町1丁目	1,500	山崎	山崎町溝川	2,300
			3,000			2,360
新田	新明町	1,500				
2,500						
小計		14,500	小計		8,300	
		55,500			8,470	
篠目中学校	荒曾根	住吉町小根	1,000	篠目	篠目町本郷	1,100
			23,000			1,190
	中根	美園町1丁目	1,500			
			3,200			
若葉	緑町1丁目	2,500				
		3,800				
小計		5,000	小計		1,100	
		30,000			1,190	
安城南中学校	安城	桜町	3,500	石井	石井町辻原	3,200
			27,000			3,280
	日の出	日の出町	1,500	赤松	赤松町隅田川	5,600
			3,300			5,670
	横山	横山町浜畔上	1,000	横山北	横山町大山田中	2,100
			2,000			2,130
	大山	大山町2丁目	1,000	横山南	横山町山田	6,200
			2,500			6,250
	石ナ曾根	百石町1丁目	1,000			
			2,800			
三河東町	横山町蝮畔	1,000				
		2,500				
管池	横山町管池	1,500				
2,800						
小計		10,500	小計		17,100	
		42,900			17,330	

表 7 震災廃棄物一時保管場所 (2/2)

中学校区	都市公園名	所在地	(㎡)			
			有効面積 全体面積	子ども 運動広場名	有効面積 全体面積	
安祥中学校	土器田	法連町	1,500	上条	上条町大通	2,900
			2,200			2,960
			東尾	安城町赤塚	2,000	
					2,040	
			五徳山	古井町一本木	1,300	
					1,380	
			古井	古井町釈迦山	2,800	
					2,900	
小計		1,500	小計		9,000	
		2,200		9,280		
安城西中学校	三河安城 ツインパーク	箕輪町正福田	5,000	高棚	高棚町茨池	3,600
			10,000			3,690
	舞山	二本木町東切替	1,000	箕輪	箕輪町屋下	4,100
			2,200			4,160
	正福田	箕輪町正福田	2,000			
			2,800			
	小計		8,000	小計		7,700
		15,000	7,850			
明祥中学校				根崎	根崎町東出口	5,800
						5,800
				東端	東端町小山	1,700
						1,760
				城ヶ入	城ヶ入町稲場	5,900
						5,930
小計		0	小計		13,400	
		0		13,490		
桜井中学校	藤井	藤井町本郷	2,500	野寺	野寺町野寺	2,500
			6,000			2,590
	きどはし	木戸町西屋敷	1,000	小川	小川町山中	4,300
			2,400			4,390
				藤野	川島町太田屋敷	2,900
						2,990
				桜井東町	東町獅子塚	1,000
						1,070
			桜井北	桜井町小社	5,800	
					5,850	
小計		3,500	小計		16,500	
		8,400		16,890		
合計			49,500			81,300
			169,300			82,810

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

安城市では、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1（平成24年度）

1 地域の概要							
(1)地域名		安城市		(2)地域内人口		(3)地域面積	
				180,751 人		86.01 km ²	
(4)構成市町村等名		安城市		(5)地域の要件		(人口) 面積 沖積 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他	
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況				①組合を構成する市町村 ②設立年月日			

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状（排出量に対する割合）						目標	
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成29年度	
排出量	事業系	21,553	18,904	17,912	16,867	16,719	15,303	(H22比 -8%)	
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	2.9	2.5	2.4	2.2	2.2	2.0		
	家庭系	43,879	44,955	44,302	43,184	42,147	38,949	(H22比 -8%)	
	1人当たりの排出量(kg/人)	210	209	196	186	179	158		
再生利用量	合 計	65,432	63,859	62,214	60,051	58,866	54,252	(H22比 -8%)	
	直接資源化量(トン)	3,136	3,663	5,054	5,642	5,899	6,237	(12%)	
	総資源化量(トン)	17,101	18,636	19,572	18,792	17,527	16,398	(28%)	
	熱回収量(年間発電力量 MWh)	13,180	12,308	11,637	11,444	11,104	12,547		
中間処理による減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	46,736	(71%)	43,858	(71%)	41,262	(70%)	37,259	(69%)
	埋立最終処分量(トン)	6,995	(11%)	4,660	(7%)	4,005	(6%)	4,727	(8%)
最終処分量								5,053	(9%)

※ 別添資料として指標と人口等に関するトレンドグラフを添付した。(別添1)

3 現有施設の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容				備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止理由、新設理由	型式及び処理方式	処理能力(単位)	更新、廃止予定年月	
エネルギー回収推進施設	安城市	全連続焼却式機械炉	有	240t/日	H9.3	—	延命化、二酸化炭素削減	全連続焼却式機械炉	H27.3	基幹改良
マテリアルリサイクル推進施設	安城市	不燃物・粗大ごみ破砕施設	有	43t/日	H10.7	—	—	—	—	継続
		ビン類選別施設	有	9t/日						
		缶類選別施設	有	6t/日						
マテリアルリサイクル推進施設	安城市	ペットボトル減容機	有	250～300kg/h	H12.3	—	—	—	—	継続
マテリアルリサイクル推進施設	安城市	破砕・植栽機	有	4.8t/日	H13.4	—	—	—	—	継続
最終処分場	安城市	サンドイッチ方式	有	80,200m ³	H5.9	—	—	—	—	継続
し尿処理施設	安城市	標準原釜処理方式	有	180 kL/日	S62.3	H29.3	老朽化、資源化	固液分離処理方式 + 助燃剤化	H29.3	102kL/日

※ 計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付した。(別添2)

4. 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	年度	過去の状況・現状（排出量に対する割合）						目標
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
総人口		171,811	174,778	177,406	179,355	179,758	180,751	184,064
公共下水道人口	汚水衛生処理人口	78,504	84,651	90,628	97,649	102,228	107,531	122,358
	汚水衛生処理率または汚水処理人口普及率	45.7%	48.4%	51.1%	54.4%	56.9%	59.5%	66.5%
農業集落排水施設人口	汚水衛生処理人口	1,295	1,363	1,477	1,575	1,685	1,684	1,684
	汚水衛生処理率または汚水処理人口普及率	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%
コミュニティプラント人口	汚水衛生処理人口	0	0	0	0	0	0	0
	汚水衛生処理率または汚水処理人口普及率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合併処理浄化槽人口	汚水衛生処理人口	15,642	17,309	13,989	14,824	15,397	15,738	21,461
	汚水衛生処理率または汚水処理人口普及率	9.1%	9.9%	7.9%	8.3%	8.6%	8.7%	11.7%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	76,370	71,455	71,312	65,307	60,448	55,798	38,561

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。（別添1）

5. 合併処理浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	安城市	2,362	15,520	平成元年4月	725	4,680	平成29年度	

※計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付した。（別添5）

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2（平成24年度）

事業種別		事業番号	事業主体 事業名称	規模	事業期間 交付期間		総事業費(千円)						交付金対象事業費(千円)					備考	
事業名称	開始				終了	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度				
○廃棄物処理施設の基幹的 設備改良事業							456,330	0	218,700	237,630	0	0	441,787	0	212,978	228,809	0	0	
環境クリーンセンターごみ 焼却施設基幹的設備改良 事業 (交付率1/3)		1	安城市	240 t/日	H24	H26	456,330	0	218,700	237,630	0	0	441,787	0	212,978	228,809	0	0	
○し尿処理施設に関する事業							1,358,856	0	0	0	69,120	1,289,736	1,139,670	0	0	0	60,239	1,079,431	
環境クリーンセンター汚泥 再生処理センター整備		2	安城市	102 kL/日	H27	H28	1,358,856	0	0	0	69,120	1,289,736	1,139,670	0	0	0	60,239	1,079,431	
○浄化槽に関する事業							201,675	40,335	40,335	40,335	40,335	40,335	201,675	40,335	40,335	40,335	40,335	40,335	
浄化槽設置整備事業		3	安城市	725 基	H24	H28	201,675	40,335	40,335	40,335	40,335	40,335	201,675	40,335	40,335	40,335	40,335	40,335	
○施設整備に関する計画支援 事業							14,646	1,995	2,856	9,795	0	0	14,646	1,995	2,856	9,795	0	0	
環境クリーンセンターごみ 焼却施設延命化工事発注 仕様書作成等事業		31	安城市		H24	H24	1,995	1,995	0	0	0	0	1,995	1,995	0	0	0	0	
環境クリーンセンター汚泥 再生処理センター整備基 本計画策定及び発注仕様 書作成等事業		32	安城市		H25	H26	8,634	0	2,856	5,778	0	0	8,634	0	2,856	5,778	0	0	
環境クリーンセンター汚泥 再生処理センター整備事 業に伴う生活環境影響調 査事業		33	安城市		H26	H26	4,017	0	0	4,017	0	0	4,017	0	0	4,017	0	0	
合 計							2,031,507	42,330	261,891	287,760	109,455	1,330,071	1,797,778	42,330	256,169	278,939	100,574	1,119,766	

様式 3

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考	
					開始	終了		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度		
排出抑制、 資源化の推進 に関するもの	11	有料化	指定袋制度による、分別意識の向上を図る 有料化について検討する	市	H24	H28								
								指定袋制度の事業実施及び有料化の検討						
	12	情報の提供と子どもへの啓発活動の推進	ごみの減量・分別の情報提供、施設の見学等の学習機会を設ける	市	H24	H28								
								啓発活動の実施						
	13	清掃活動の推進	530運動等の推進 およびごみ減量活動の普及事業	市	H24	H28								
								事業実施						
	14	生ごみの減量化	生ごみ減量講習会の定期開催。生ごみ処理機器設置補助金の活用による普及を図る	市	H24	H28								
								事業実施						
	15	マイバッグ運動・レジ袋対策	マイバッグ等の持参促進及びレジ袋辞退行動の促進	市	H24	H28								
								事業実施						
処理施設の整備 に関するもの	16	環境にやさしい商品の購入推進	リターナブル容器の商品や詰め替え商品の購入を推進する	市	H24	H28								
								事業実施						
	17	再使用の推進	再生品の利用を推進する	市	H24	H28								
								事業実施						
	18	剪定枝等の再資源化の推進	剪定枝を堆肥化し市民に配布する	市	H24	H28								
施設整備に係る計画支援に関するもの	19	事業者への減量化指導	事業系ごみの排出抑制の指導強化	市	H24	H28								
								事業実施						
	20	生活排水普及啓発活動	生活排水対策に関する普及啓発活動を行う。	市	H24	H28								
								事業実施						
施設整備に係る計画支援に関するもの	1	環境クリーンセンターごみ焼却施設基幹的設備改良事業	基幹的設備の改良工事を行い、施設の延命化を図る。	市	H24	H26	○		基幹改良工事					
	2	汚泥再生処理センター整備	汚泥再生処理センターを整備し、循環型社会の推進を図る。	市	H27	H28	○				整備工事			
施設整備に係る計画支援に関するもの	3	合併処理浄化槽整備	高度処理型浄化槽設置整備費補助	市	H24	H28	○		合併処理浄化槽整備					
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	環境クリーンセンターごみ焼却施設延命化工事発注仕様書作成等事業	改造発注仕様書等の作成及び工事費妥当性検討	市	H24	H24	○							
	32	環境クリーンセンター汚泥再生処理センター整備基本計画策定及び発注仕様書作成等事業	施設整備基本計画策定及び発注仕様書作成等	市	H25	H26	○		施設計画	発注仕様書作成等				
	33	環境クリーンセンター汚泥再生処理センター整備事業に伴う生活環境影響調査事業	生活環境影響調査	市	H26	H26	○			生活環境影響調査				
その他	51	廃家電及びPCのリサイクルに関する普及啓発	家電リサイクル法に基づく処理の普及啓発	市	H24	H28			普及啓発					
	52	不法投棄対策	分別区分の徹底と、パトロール強化	市	H24	H28			パトロールの強化					
その他														
	53	災害時の廃棄物処理体制の整備	災害廃棄物処理計画を踏まえた体制整備	市	H24	H28			事業実施					

施設概要（熱回収施設系）

都道府県名 愛知県

(1) 事業主体名	安城市
(2) 施設名称	安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設（基幹的設備改良事業）
(3) 工期	平成 24 年度～平成 26 年度
(4) 施設規模	処理能力 240 t / 日
(5) 形式及び処理方式	全連続焼却式機械炉（ストーカ式）
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 ☒ （発電効率 10.3 %）・無 2. 熱回収の有無 ☒ （熱回収率 30.5 %）・無
(7) 地域計画内の役割	既存施設の老朽化に伴い基幹的設備の改良工事を実施し、焼却施設の延命化を図る。また、発電施設を整備し、熱エネルギーの積極的な回収と有効利用を推進するとともに、温室効果ガスの発生抑制に資する。（CO ₂ 削減率 17.1%）
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 ☐ ☒ （無）

「灰溶融施設」を整備する場合

(9) スラグの利用計画	
--------------	--

「高効率原燃料化施設」を整備する場合

(10) 発生ガス回収効率及び発生ガス量	
(11) 回収ガスの利用計画	

(12) 事業計画額	456,330 千円
------------	------------

施設概要（し尿処理施設系）

都道府県名 愛知県

(1) 事業主体名	安城市
(2) 施設名称	安城市環境クリーンセンター汚泥再生処理センター
(3) 工期	平成 27 年度～平成 28 年度
(4) 施設規模	処理能力 102 kL/日
(5) 形式及び処理方式	固液分離処理方式
(6) 地域計画内の役割	地域内で発生するし尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水施設汚泥の資源化（助燃剤化）を行う。
(7) 廃焼却施設解体 工事の有無	有 ☒ 無 ☐

「汚泥再生処理センター」を整備する場合

(8) 資源化の方法	助燃剤化
(9) 資源化物の利用計画	脱水汚泥の含水率を 70%以下とし、ごみ焼却施設で助燃剤として可燃ごみと混焼することによりエネルギーの有効活用を図る。

「コミュニティプラント」を整備する場合

(10) 計画処理人口及び 面積	人口 人 面積 m ²
(11) 計画地域の性格	

(12) 事業計画額	1,358,856 千円
------------	--------------

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 愛知県

(1) 事業主体名	安城市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	家庭からの生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図ることを目的として、専用住宅等における高度処理型浄化槽（窒素除去型、窒素隣除去型）の設置に対して補助金を交付する。
(4) 事業期間	平成 24 年度～28 年度
(5) 事業対象地域の要件	合併処理浄化槽設置整備事業実施要綱第 3（1）ア（イ）水質汚濁防止法第 14 条の 7 第 1 項に規定する生活排水対策重点地域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 201,675 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

(千円)

区分	交付対象基数 (人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	295 基 (1,475 人分)	基	130,980	75,225	75,225
6～7人槽	365 基 (2,555 人分)	基	177,390	104,025	104,025
8～10人槽	65 基 (650 人分)	基	37,440	22,425	22,425
11～20人槽	基 (人分)	基			
21～30人槽	基 (人分)	基			
31～50人槽	基 (人分)	基			
51人槽以上	基 (人分)	基			
改 築	基				
計画策定調査費					
合 計	725 基 (4,680 人分) 改築を除く	基	345,810	201,675	201,675

計画支援概要

都道府県名 愛知県

(1) 事業主体名	安城市
(2) 事業目的	安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設延命化のための基幹的設備改良に資するため
(3) 事業名称	環境クリーンセンターごみ焼却施設延命化工事発注仕様書作成等事業
(4) 事業期間	平成 24 年度
(5) 事業概要	改造発注仕様書等の作成及び工事費妥当性検討
(6) 事業計画額	1,995 千円

計画支援概要

都道府県名 愛知県

(1) 事業主体名	安城市
(2) 事業目的	安城市環境クリーンセンター汚泥再生処理センター整備のため
(3) 事業名称	環境クリーンセンター汚泥再生処理センター整備基本計画策定及び発注仕様書作成等事業
(4) 事業期間	平成 25 年度～平成 26 年度
(5) 事業概要	環境クリーンセンター汚泥再生処理センター整備工事に係る施設整備基本計画策定及び発注仕様書作成等
(6) 事業計画額	8,634 千円

計画支援概要

都道府県名 愛知県

(1) 事業主体名	安城市
(2) 事業目的	安城市環境クリーンセンター汚泥再生処理センター整備のため
(3) 事業名称	環境クリーンセンター汚泥再生処理センター整備事業に伴う生活環境影響調査事業
(4) 事業期間	平成 26 年度
(5) 事業概要	生活環境影響調査
(6) 事業計画額	4,017 千円

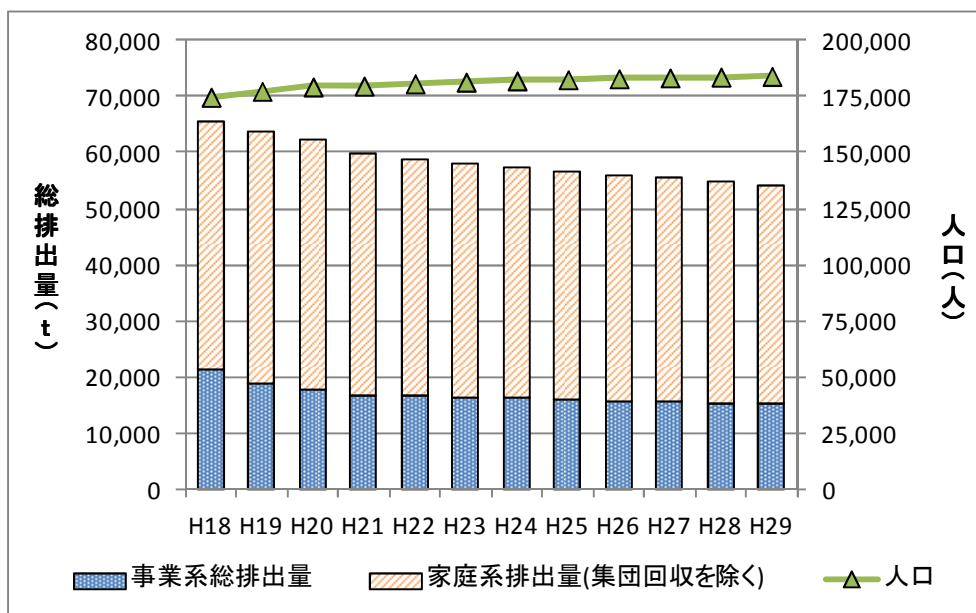


図 6 排出量と人口推移の関係

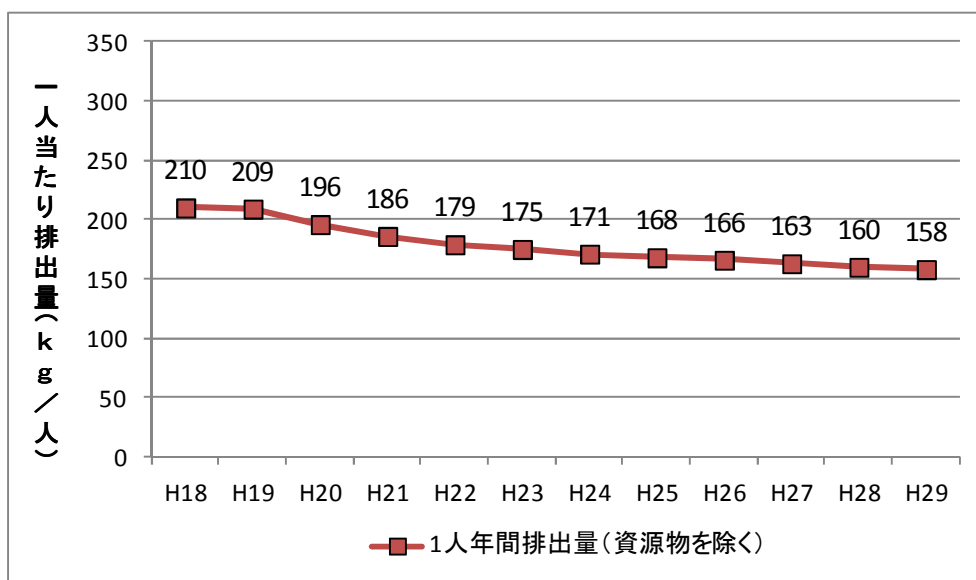


図 7 家庭系ごみ（資源物除く）1人当たり排出量の推移

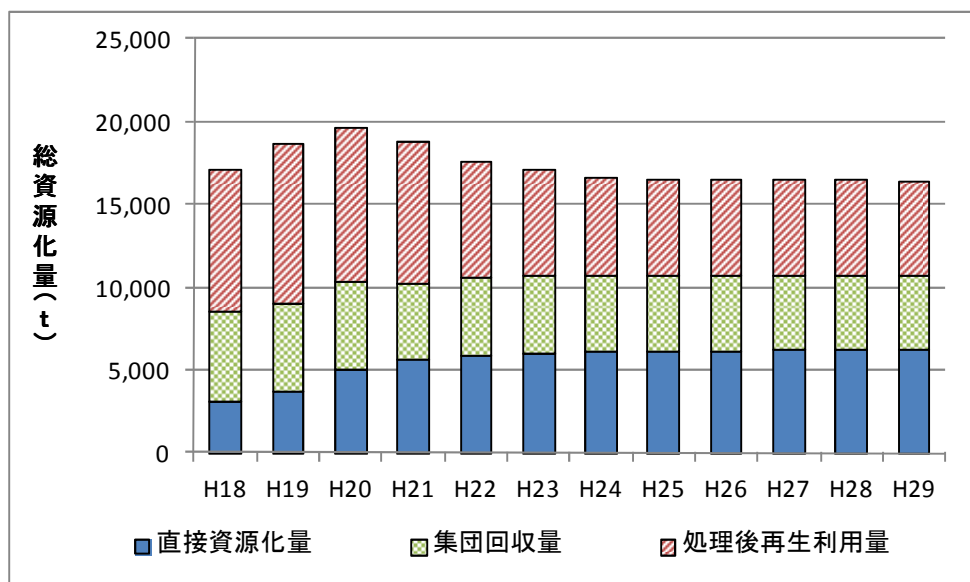


図 8 総資源化量の推移

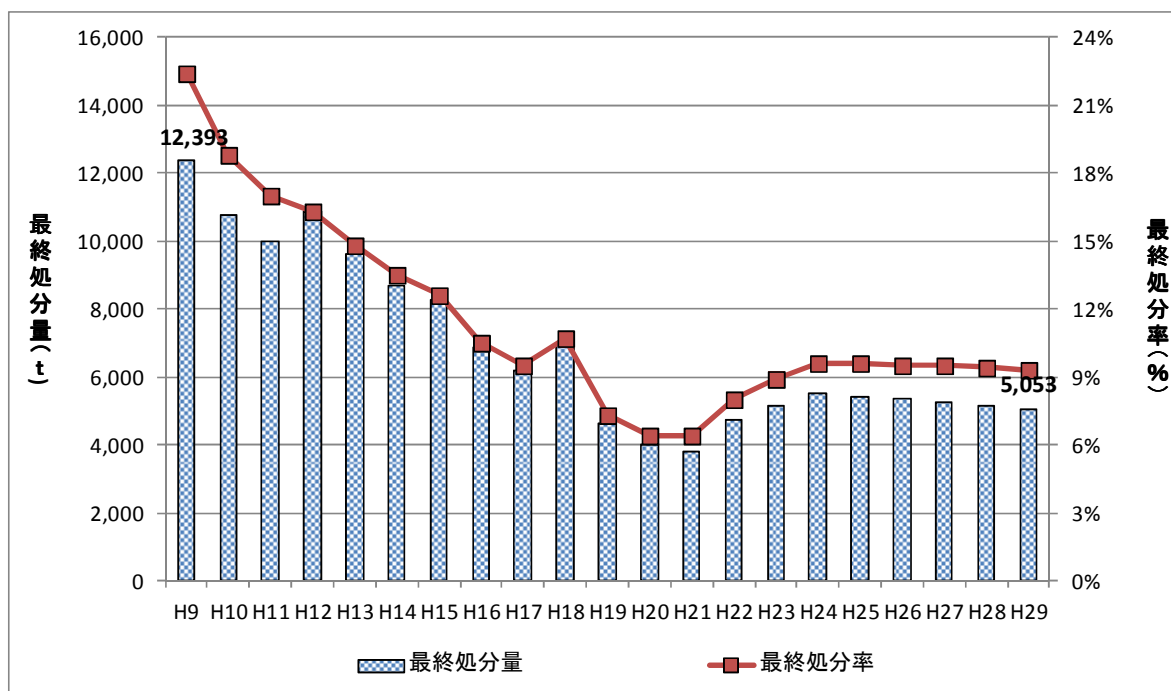


図 9 最終処分量と最終処分率の推移

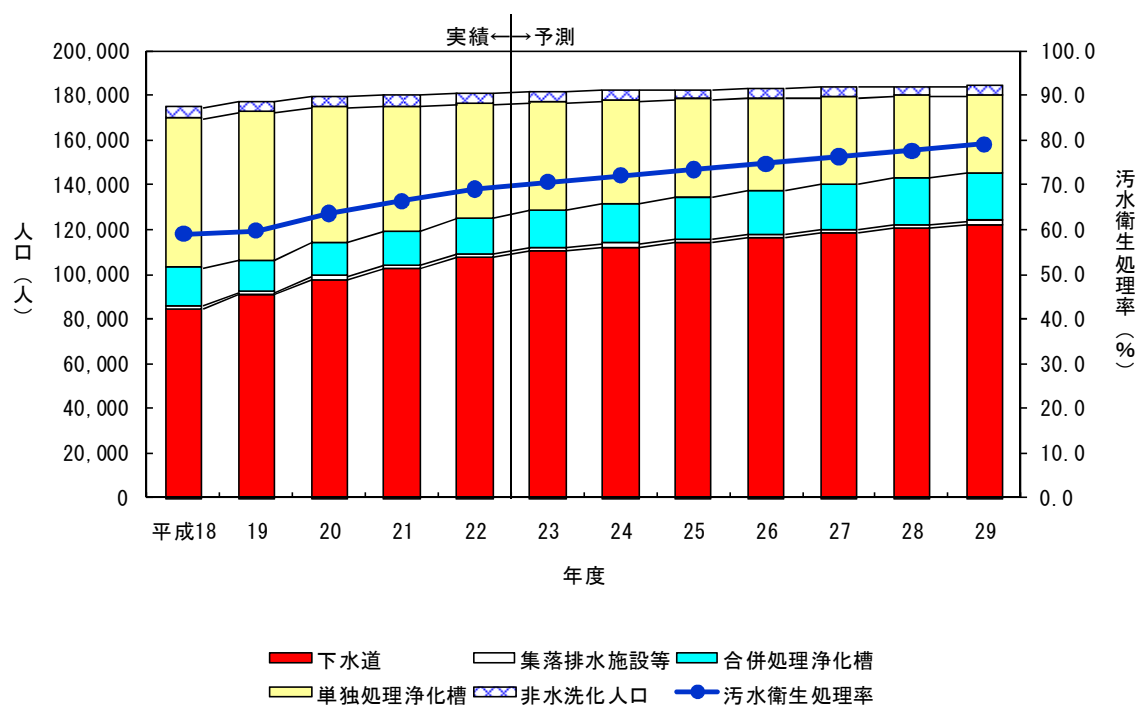


図 10 生活排水処理形態別人口及び汚水衛生処理率の推移

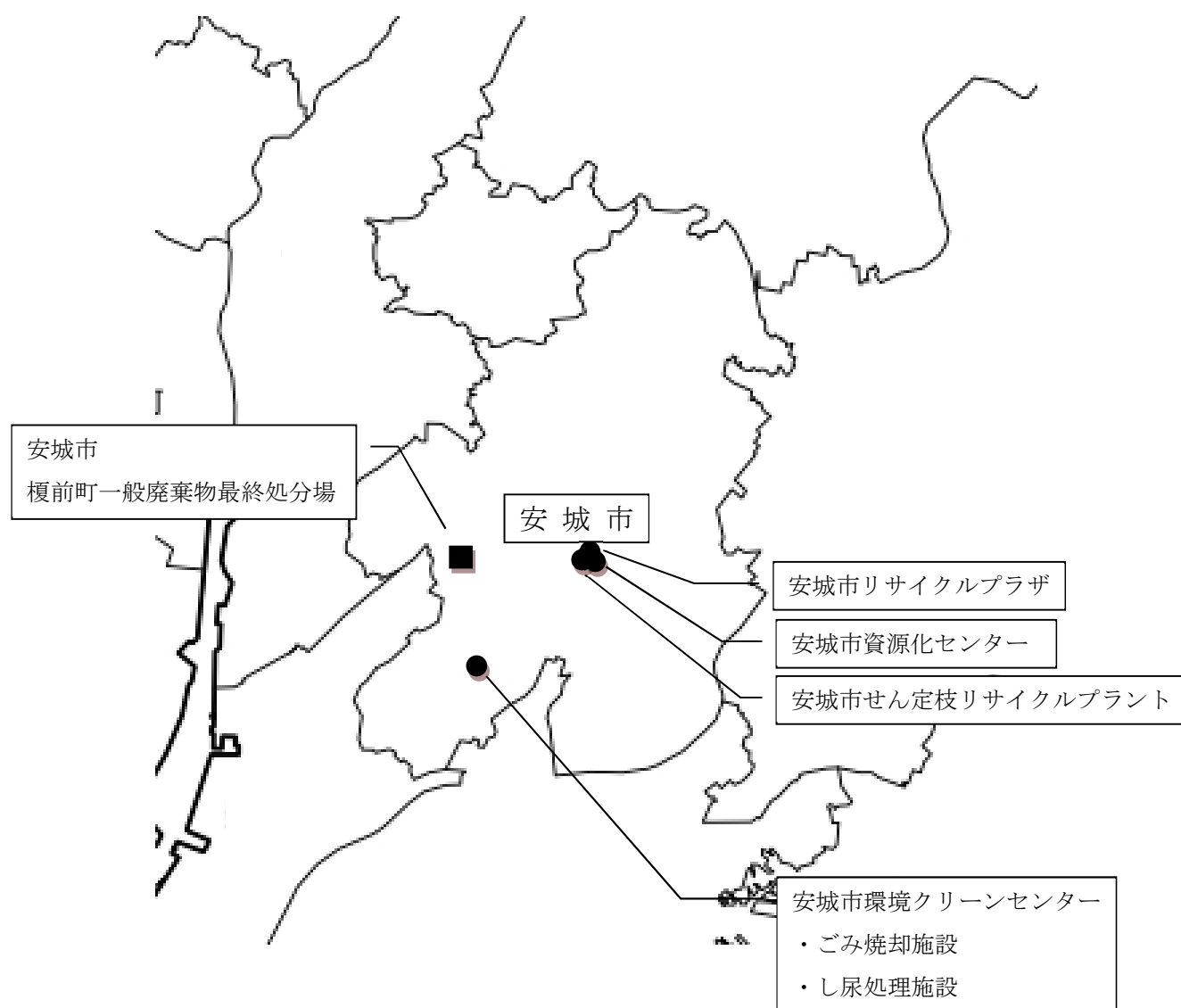


図 11 地域内の現有施設の位置

現有施設の概要

項 目		内 容
施 設 管 理 団 体		安城市
施 設 名 称		安城市環境クリーンセンター ごみ焼却施設
処 理 対 象 ご み		可燃ごみ
所 在 地		安城市和泉町大下 38 番地
稼 動 年 月		平成 9 年 3 月
処 理 能 力 ・ 炉 形 式		240t/24h (120t/24h×2 炉) 全連続燃焼式機械炉 (ストーカ式)
敷 地 面 積		45,887 m ²
設 計 ・ 施 工		株式会社荏原製作所
設備内容	受 入 供 給	ピット&クレーン方式
	ガ ス 冷 却	廃熱ボイラ式
	通 風	平衡通風方式
	除 じ ん	バグフィルタ
	排ガス処理設備	触媒脱硝装置、バグフィルタ及び乾式有害ガス除去装置
	余 熱 利 用 設 備	発電、冷暖房、給湯、場外への熱供給
	排 水 処 理 設 備	無機系 凝集沈殿・ろ過処理後、再利用 有機系 隣接し尿処理施設にて処理

項 目		内 容
施 設 管 理 団 体		安城市
施 設 名 称		安城市リサイクルプラザ
処 理 対 象 ご み		不燃ごみ、粗大ごみ、びん、缶
所 在 地		安城市赤松町乙菊 18 番地
稼 動 年 月		平成 10 年 7 月
処理能力	不燃物・粗大ごみ 破 碎 施 設	43 t / 日
	再 生 施 設	0.2 t / 日
	ビン類選別施設	9 t / 日
	缶類選別施設	6 t / 日
	合 計	58.2 t / 日

項 目	内 容
施 設 管 理 団 体	安城市
施 設 名 称	安城市資源化センター
処 理 対 象 ご み	ペットボトル、蛍光灯、乾電池
所 在 地	安城市堀内町西新田 2 番地
稼 動 年 月	平成 12 年 3 月
処 理 能 力	ペットボトル減容機 250～300 kg/h

項 目	内 容
施 設 管 理 団 体	安城市
施 設 名 称	安城市せん定枝リサイクルプラント
処 理 対 象 ご み	せん定枝
所 在 地	愛知県安城市赤松町東向 111 番地 2
稼 動 年 月	平成 13 年 4 月
処 理 能 力	4.8 t / 日

項 目	内 容
施 設 管 理 団 体	安城市
施 設 名 称	安城市榎前町一般廃棄物最終処分場
埋 立 対 象 ご み	不燃残さ
所 在 地	安城市榎前町宮下地内
埋 立 開 始 年 月	平成 5 年 9 月
埋 立 面 積	23,400 m ²
埋 立 容 積	80,200m ³

項 目	内 容
施 設 管 理 団 体	安城市
施 設 名 称	安城市環境クリーンセンター し尿処理施設
処 理 対 象 物	し尿・浄化槽汚泥
所 在 地	安城市和泉町大下38番地
稼 動 年 月	昭和62年3月
処 理 方 式	標準脱窒素処理方式
処 理 能 力	180kL／日

分別ごみの詳細

分別区分		具体例
燃やせるごみ		●台所から出るごみ 生ごみ、乾燥剤、保冷剤、アルミ箔、食用油 等
		●身の回りのごみ 紙コップ、紙パック、リサイクルできない古着、リサイクルできない紙くず、ぬいぐるみ、ボール、やわらかいプラスチック雑貨、PPバンド、カセットテープ、くつ、かばん、革製品、使い捨てカイロ 等
		●その他、注意が必要なごみ 玄関マット、風呂マット、クッション、カーテン、薄手の布団、ホース類、使用した花火、紙おむつ、犬・猫のフン、少量の木・葉・竹くず 等
燃やせないごみ		●ガラス、陶磁器、金属 食器、不透明な化粧品のびん、大きい缶、アルミ製の鍋・やかん 等
		●かたいプラスチック類 ハンガー、ヘルメット、プラスチック製食器、かたい保冷剤 等
		●小型家電・電球 30cm未満の小型家電（トースター、ドライヤー、電気ポット） 白熱電球、グロー球、ナツメ球 等
		●長いもの、その他 傘、空気入れ、金属・プラスチックのおもちゃ、スキー靴、CD・DVDとケース
粗大ごみ		●布類（畳、障子、ふすま、すだれ、カーテン、カーペット、ウレタンマット、マットレス（金属なし）、布団 等） ●家具類（机、イス、ベッド、タンス、マットレス（金属あり）、棚、流し台、ガステーブル、ミシン、こたつ、ストーブ 等） ●家電（電子レンジ、扇風機、掃除機、プリンタ、ワープロ 等）
資源物	缶類	飲料用の缶、食品用の缶
	びん類	飲料用のびん、食品用のびん、透明な化粧品のびん
	古紙類	新聞、雑誌、ダンボール、雑紙、牛乳パック 等
	古着類	セーター、コート、ジャージ、ズボン、スカート 等
	ペットボトル	飲料用のペットボトル、食品用のペットボトル
	プラスチック製容器包装	食料品の袋、ペットボトルのラベル、プラスチック製ボトル、トレイ、パック、カップ、ネット、発泡スチロール 等
	せん定枝	直径15cm以内、長さ2m以内の樹木
	破砕処理困難ごみ	●かたい鉄製のもの（ホーロー鍋、フライパン、アイロン、家庭用工具類 等） ●長い金属性のもの（電気コード、針金ハンガー 等）
	危険ごみ	簡易ガスボンベ、スプレー缶、ライター 等
	乾電池	マンガン電池、アルカリ電池、オキシライド電池
	蛍光管	丸型蛍光管、直管蛍光管

浄化槽設置整備対象事業対象区域

